

○吹田市自治会加入促進等活動補助金交付要領

制定 令和2年4月1日決裁

最終改正 令和7年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要領は、自治会に対し、予算の範囲内において、自治会加入促進等活動補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、自治会への加入促進を行う活動を支援し、もって地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域の住民が、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として設立した団体であって、現にその活動を行っているものをいう。
- (2) 加入促進事業 自治会の加入促進を行う自治会主催の事業(宗教及び政治活動を目的とするものを除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する自治会とする。

- (1) 市長に、自治会長届をしていること。
- (2) 自治会としての会則及び会計を有していること。
- (3) 1年以上の活動実績を有していること。
- (4) 別表に掲げる公益的な活動を行っていること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会が単独又は複数(別表2に規定する連合自治会等の場合を除く。)で加入促進事業を実施(実施を予定していたが、当日の天候不良等、自治会に過失なくして実施できなかった場合を含む。)するものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業をいう。

- (1) 自治会区域に居住している自治会未加入者(以下、「自治会未加入者」という。)が参加可能な事業であること。
- (2) 自治会区域内又は自治会区域に近接する場所において実施すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、加入促進事業の実施に要した経費のうち、会場設営費、賃借料、印刷製本費、備品購入費及び消耗品費(食品、景品にかかる費用を除く。)を対象とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額又は50,000円のいずれか少ない額の範囲内において市長が定める額とし、補助金の交付を受けようとする自治会の加入世帯の数に75円を乗じて得た額に5,000円を加えた額を限度とする。

2 前項に規定する世帯の数は、第7条の申請書の提出日時点における当該自治会の加入世帯の数とする。

3 補助対象事業について、市、大阪府その他の公共団体又は公共的団体(別表2に規定する連合自治会等を含む。)の補助金又は助成金等が受けられる場合には交付しない。

4 補助金の交付は、1の自治会に対し同一年度内に1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した自治会加入促進等活動補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名(以下「氏名等」という。)

(2) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 加入促進事業計画書

(2) 会則

(3) 自治会の世帯数を証する書面

(4) 年間活動計画書

(5) 年間収支報告書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、自治会加入促進等活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に

通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(加入促進活動等)

第9条 加入促進事業を実施しようとする者は、事業案内のチラシ等を作成し、自治会未加入者に周知しなければならない。ただし、事業実施前に案内をすることが適当でない事業については、加入促進のチラシ等を作成し、配布しなければならない。

2 前項に定めるチラシ等については、吹田市ホームページへの掲載を依頼することができるものとする。

3 当日の天候不良等、自治会に過失なくして実施できなかった場合を除き、加入促進事業の実施に際しては、実施会場内に自治会加入申込窓口を設けて加入申込の受付を行うとともに、加入促進チラシの配布等を行うものとする。ただし、実施会場内に自治会加入申込窓口を設けることができない事業の場合は、配布チラシ等に加入申込の受付担当者の連絡先を記載することで、窓口を設置したものとみなす。

4 前3項に定めるほか、効果的な加入促進活動の実施に向けて、市長は、自治会に対して必要な助言を行うことができる。

(実績報告)

第10条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した自治会加入促進等活動完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 報告者の氏名等

(2) 完了年月日

(3) 補助対象経費の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象事業の実施状況が分かる資料

(2) 補助対象経費の支払を証する書類

(3) 加入促進活動を行ったことが分かる資料

(4) 加入促進事業実施後に加入した新規自治会員世帯数が分かる資料

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治会加入促進等活動補助金交付額確定通知書(様式第4号)により、当該

報告をした補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した自治会加入促進等活動補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び電話番号等
- (2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第15条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第17条 この要領に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民部長が定める。

(施行期日等)

第19条 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第3条第4号関係)

公益的な活動
・保健、福祉及び環境美化の増進を図る活動
・災害の防止及び救援活動に関する活動
・防犯及び交通安全対策に関する活動
・文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動
・文書配布及び回覧等に関する活動

別表2(第6条第3項関係)

連合自治会等
・吹一・吹六地区自治会連合協議会
・吹二地区自治会連合協議会
・吹三地区連合自治会
・吹田市東地区自治会連合協議会
・吹南地区連合自治会
・山手地区連合自治会
・片山地区連合自治会
・千一地区連合自治会
・千二地区連合自治会
・千三地区連合自治会
・千里新田地区連合自治会
・佐井寺地区連合自治会
・五月が丘地区連合自治会
・岸部地区連合自治会
・豊一地区連合自治会
・豊二地区連合自治会
・江坂大池地区連合自治会
・江坂連合自治会
・山一地区連合自治会
・北山田地区自治団体連合会
・西山田地区自治団体協議会
・南山田地区連合自治会
・東山田地区連合自治会
・千里丘連合町会

- ・山三地区自治連合協議会
- ・山五地区自治連合協議会
- ・佐竹台地区連合自治会
- ・高野台自治会協議会
- ・桃山台自治団体協議会
- ・竹見台自治団体協議会
- ・津雲台連合自治会
- ・古江台連合自治協議会
- ・藤白台地区連合自治会
- ・青山台連合自治会

吹田市長あて

申請者 所在地
自治会名
代表者氏名
電話番号

吹田市自治会加入促進等活動補助金交付申請書

年度吹田市自治会加入促進等活動補助金の交付を次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 加入促進事業計画書
- (2) 会則
- (3) 自治会の世帯数を証する書面
- (4) 年間活動計画書
- (5) 年間収支報告書
- その他()

様

吹田市長



吹田市自治会加入促進等活動補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度吹田市自治会加入促進等活動補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

吹田市長あて

報告者 所在地
自治会名
代表者氏名
電話番号

吹田市自治会加入促進等活動完了報告書

年 月 日付け 吹 第 号で補助金の交付決定のあった加入促進事業が下記のとおり完了したので、書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日
2 補助対象経費の額 円

添付書類

- (1) 補助対象事業の実施状況が分かる資料
 - (2) 補助対象経費の支払を証する書類
 - (3) 加入促進活動を行ったことが分かる資料
 - (4) 加入促進事業実施後に加入した新規自治会員世帯数が分かる資料
- その他()

様

吹田市長



吹田市自治会加入促進等活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付にて実績報告のあった 年度吹田市自治会加入促進等活動補助金について、下記のとおり交付額が確定したため通知します。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

吹田市長あて

請求者 所在地
自治会名
代表者氏名
電話番号

吹田市自治会加入促進等活動補助金交付請求書

年 月 日付け 吹 第 号で交付額の確定のあった 年度吹田市自治会加入促進等活動補助金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

銀行 支店		預金の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			